

○総務省令第八十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十七号）の施行に伴い、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣 鈴木 淳司

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第一条の二 令本則の表八の項の3の総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システム（以下この条において「情報提供等記録開示システム」という。）を使用する方法（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行又は令本則の表八の項の6の除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合にあつては電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）とする。

〔新設〕

第一条の三 〔略〕

第一条の二 〔同上〕

第一条の四 〔略〕

第一条の三 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。